

(健Ⅱ231F)

令和2年1月29日

都道府県医師会

郡市区医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について

本年1月28日付け(健Ⅱ229F)によりあらかじめご案内申し上げたとおり、1月28日、今般の新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)について、指定感染症(2類感染症相当)として定める等の政令等が公布され、2月7日より施行される旨、別添のとおり各都道府県知事等あて通知がなされましたので取り急ぎご連絡申し上げます。(指定感染症の期間:令和3年2月6日まで)

本件は、国内で発生した新型コロナウイルス感染症の患者に対して、適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備すること等のために講じられたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健発0128第5号
令和2年1月28日

各〔 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长 〕殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行
について(施行通知)

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。)については、海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)、検疫法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第12号)、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令(令和2年厚生労働省令第9号)及び検疫法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第10号)が公布されたところである(別添参照)。

これらの命令は、海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、国内で患者が発生した場合に備え、当該患者に対して適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備すること等のため、所要の措置を講じるものである。

これらの命令の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等へ周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第一 概要

1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の制定

- (1) 新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定めること。（第1条関係）
- (2) 感染症法第7条第1項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日（令和3年2月6日）までの期間とすること。（第2条関係）
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、感染症法第8条第1項、第12条（第4項及び第5項を除く。）、第15条（第3項については、第1号、第4号、第7号及び第10号に係る部分に限る。）、第16条から第25条まで、第26条の3から第30条まで、第34条、第35条、第36条（第4項を除く。）、第37条、第38条第3項から第6項まで及び第9項、第39条第1項、第40条から第44条まで、第57条（第4号から第6号までを除く。）、第58条（第8号、第9号、第11号、第13号及び第14号を除く。）、第59条、第61条第2項及び第3項、第63条、第63条の2、第64条第1項、第65条、第65条の3並びに第66条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用するとともに、所要の読替えをすること。（第3条関係）

なお、新型コロナウイルス感染症については、別紙に掲げる感染症法上の措置を主として講じることができるものであること。
- (4) (3)において準用する感染症法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、第一号法定受託事務を規定すること。（第4条関係）
- (5) その他必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。

2 検疫法施行令の一部改正

- (1) 検疫法（昭和26年法律第201号）第2条第3号の政令で定める感染症として新型コロナウイルス感染症を定めること。（第1条関係）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体の有無に関する検査の手数料を4,200円と定めること。（別表第2関係）

3 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行

規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の制定

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の規定を準用する場合における所要の読替えをすること。（本則関係）

4 検疫法施行規則の一部改正

新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者については、仮検疫済証に付する期間は336時間を超えてはならないものとする。こと。（第6条第3項関係）

第二 施行期日等

- 1 第一の命令は、公布の日から起算して10日を経過した日（令和2年2月7日）から施行すること。
- 2 第一の1の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び同3の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令は、同1の（2）の期間の末日限り、その効力を失うこと。

第三 その他

- 1 この改正は、令和2年2月7日から適用すること。
- 2 感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）の一部改正については、別途通知する予定であること。

新型コロナウイルス感染症について講じることのできる主な感染症法上の措置

- ・ 疑似症患者に対する適用（第8条第1項）
- ・ 医師の届出（第12条）
- ・ 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（第15条）
- ・ 健康診断（第17条）
- ・ 就業制限（第18条）
- ・ 入院（第19条及び第20条）
- ・ 移送（第21条）
- ・ 退院（第22条）
- ・ 検体の収去等（第26条の3）
- ・ 検体の採取等（第26条の4）
- ・ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（第27条）
- ・ ねずみ族、昆虫等の駆除（第28条）
- ・ 物件に係る措置（第29条）
- ・ 死体の移動制限等（第30条）
- ・ 質問及び調査（第35条）
- ・ 入院患者の医療（第37条）

※ 上記措置に附随する関係規定は省略している

※ 括弧内は、感染症法の条文番号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第八項、第七條第一項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

（新型コロナウイルス感染症の指定）

第一条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条及び第三条（同条の表を除く。）において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六條第八項の指定感染症として定める。

（法第七條第一項の政令で定める期間）

第二条 法第七條第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

（法等の準用）

第三条 新型コロナウイルス感染症については、法第八條第一項、第十二條（第四項及び第五項を除く）、第十五條（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六條から第二十五條まで、第二十六條の三から第三十條まで、第三十四條、第三十五條、第三十六條（第四項を除く。）、第三十七條、第三十八條第三項から第六項まで及び第九項、第三十九條第一項、第四十條から第四十四條まで、第五十七條（第四号から第六号までを除く。）、第五十八條（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九條、第六十一條第二項及び第六十三條、第六十三條の二、第六十四條第一項、第六十五條、第六十五條の三並びに第六十六條の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第八條第一項

一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるもの	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）
それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症	新型コロナウイルス感染症

法第十二條第一項	次に掲げる者	新型コロナウイルス感染症の患者又は無症状病原体保有者
法第十二條第二項	第一号に掲げる者については直ちに、第二号に掲げる者については七日以内、その者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの	直ちに 最寄りの
法第十二條第六項	同項第一号に掲げる者に係るものについては、同項第二号に掲げる者に係るものについては、厚生労働省令で定める期間	直ちに
法第十五條第一項及び第二項	第一項各号に規定する感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十五條第三項第一号	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者、新	新型コロナウイルス感染症の患者若しくは無症状病原体保有者
法第十五條第三項第四号	一類感染症、二類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十五條第五項	第三項	第三項（第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）
法第十五條第六項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者、新	新型コロナウイルス感染症の患者若しくは無症状病原体保有者
法第十五條第九項	第三項	第三項（第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）
法第十六條第一項	から前条まで	（第四項及び第五項を除く。）及び第十五條（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）
法第十六條の三第一項及び第二項	一類感染症、二類感染症又は新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症

法第十七条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十八条第一項	一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第十九条第一項	一類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十九条第一項ただし書	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に	感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。以下同じ。）に
法第十九条第三項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十条第一項	一類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十条第二項	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十一条	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十一条及び第二項	当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していない	新型コロナウイルス感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したかどうか
法第二十二條第四項	当該入院に係る一類感染症の病原体を保有しているかどうか	新型コロナウイルス感染症の病原体を保有しているかどうか又は当該感染症の症状が消失したかどうか
法第二十四條第三項第一号	第二十条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）	第二十条第一項
法第二十四條第三項第二号	第二十条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）	同条第四項
法第二十四條第三項第三号	延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担	延長
法第二十九條第七項（第二十六条において準用する場合を含む。）		第十九條第七項

法第二十六條の三第一項及び第二項並びに第二十六条の四第一項及び第二項	一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十七条	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十八条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十九条	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十一条	前条	第三十条
法第三十二条	第三十三条	第三十条
法第三十三条	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者が	新型コロナウイルス感染症の患者が
法第三十四条	前条	第三十条
法第三十五条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十五条第四項	準用する。この場合において、第一項中「一、三類感染症、四類感染症若しくは」とあるのは、「一若しくは」と読み替えるものとする。	準用する。
法第三十五条第五項	、第二十九条第二項又は第三十一条第二項	又は第二十九条第二項
法第三十六条第一項	、第三十条第一項又は第三十一条第一項	又は第三十条第一項
法第三十七条第一項	若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十六条	又は第二十条
法第三十八條第三項	患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）	患者
法第三十八條第三項	前二条	第三十七條
法第三十八條第三項	感染症の患者及び新感染症の所見がある者	新型コロナウイルス感染症の患者

法第三十八條第四項	新感染症の所見がある者並びに 一類感染症、二類感染症及び新 型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八條第五項	一類感染症、二類感染症及び新 型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八條第六項	二類感染症及び新型コロナウイルス 感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八條第九項	第七項	第六項
法第三十九條第一項	患者（新感染症の所見がある者 を除く。） 又は第三十七條の二第一項の規 定により	患者 の規定により
法第四十條第一項	第三十七條第一項又は第三十七 條の二第一項の規定による	同項の規定による
法第四十條第一項	第三十七條第一項又は第三十七 條の二第一項	第三十七條第一項
法第四十一條第一項	医療又は第三十七條の二第一項 に規定する厚生労働省令で定め る医療	医療
法第四十二條第一項	若しくは第二十条（これらの規 定を第二十六条において準用す る場合を含む。）若しくは第四十六 條の規定により感染症指定医療機 関以外の病院若しくは診療所に 入院した患者（新感染症の所見 がある者を含む。以下この条に おいて同じ。） 若しくは診療所から	又は第二十条の規定により感染症指 定医療機関以外の病院又は診療所に 入院した患者 又は診療所から

法第五十八條第四号の 三	採取（これらが第五十條第一項 の規定により実施される場合を 含む。）	採取
法第五十八條第四号の 二	（これらの規定を第五十條第二 項において準用する場合を含む。） の規定	の規定
法第五十八條第四号	第二十一条（第二十六条におい て準用する場合を含む。）又は第 四十七條	第二十一条
法第五十八條第三号	、第二十二條第四項（第二十六 條において準用する場合を含む。） 又は第四十八條第四項	又は第二十二條第四項
法第五十八條第二号	第十七條又は第四十五條	第十七條
法第五十八條第一号	第十四條、第十四條の二、第十 五條（第二項及び第五項を除 く）、第十五條の二から第十六 條まで、 又は第四十四條の七第一項、第 三項若しくは第五項から第八 項までの規定	第十五條（第二項及び第五項を除き、 第三項については第一号、第四号、 第七号及び第十号に係る部分に限 る）、第十六條又は の規定
法第四十三條第一項及 び第四十四條	第三十七條第一項及び第三十七 條の二第一項	第三十七條第一項
法第五十七條第一号か ら第三号まで	（第五十條第一項の規定により 実施される場合を含む。）に要す る	に要する
第七項	第七項	場合
第六項	第六項	第六項
第三十七條	第三十七條	第三十七條
第二十条	第二十条	第二十条
第三十七條第一項又は第三十七 條の二第一項	第三十七條第一項及び第三十七 條の二第一項	第三十七條第一項
同項の規定による	同項の規定による	同項

法第五十八條第五号から第七号まで	法第五十九條	法第六十一條第二項	法第六十一條第三項	法第六十三條第一項	法第六十三條第二項	法第六十三條第三項	法第六十四條第一項
(これらの規定を第五十條第三項において準用する場合を含む。)	(第五十條第一項の規定により実施される場合を含む。)に要する	第四号	及び第十二号の費用	第一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症	第一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	第一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	前章
の規定	に要する	第三号	及び第十二号の費用	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	第十四條第一項及び第五項、第十四條第二項及び第七項、第三十八條第一項、第二項、第五項、第六項、第八項
				場合	場合	場合	第六章
							第三十八條第五項、第六項
							、第四十條第三項から第五項まで並びに第四十三條
							、前章及び

令第六條

第二十五條第六項(法第二十六條において準用する場合を含む。)

第二十五條第六項

令第二十五條第一項

第四号

第三号

令第二十七條第一項

第九号まで及び第十四号

第七号まで

(事務の区分)

第四條 前条において準用する法第十二條(第四項及び第五項を除く。)、第十五條(第二項、第五項及び第六項を除き、第三項については第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。)、第十六條の三(第二項、第四項及び第十一項を除く。)、第十七條、第十八條第一項、第三項及び第四項、第十九條第一項、第三項及び第五項、第二十條第一項から第五項まで、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十五條第四項、第二十六條の三(第二項及び第四項を除く。)、第二十六條の四(第二項及び第四項を除く。))並びに第三十八條第五項及び第九項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。))の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(この政令の失効)

2 この政令は、第二条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第三条において準用する法第五十七條(第四号から第六号までを除く。))若しくは第五十八條(第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。))の規定により支弁する費用、第三条において準用する法第五十九條若しくは第六十一條第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第三条において準用する法第六十三條の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

3 (地方自治法施行令の一部改正)

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

<p>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)</p>	<p>第三条において準用する法第十二條(第四項及び第五項を除く。)、第十五條(第二項、第五項及び第十号に係る部分に限る。))、第一号、第二項、第七号及び第十号(第三項、第四項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二項、第十三項、第十四項、第十五項、第十六項、第十七項、第十八項、第十九項、第二十項、第二十一項、第二十二項、第二十三項、第二十四項、第二十五項、第二十六項、第二十七項、第二十八項、第二十九項、第三十項、第三十一項、第三十二項、第三十三項、第三十四項、第三十五項、第三十六項、第三十七項、第三十八項、第三十九項、第四十項、第四十一項、第四十二項、第四十三項、第四十四項、第四十五項、第四十六項、第四十七項、第四十八項、第四十九項、第五十項、第五十一項、第五十二項、第五十三項、第五十四項、第五十五項、第五十六項、第五十七項、第五十八項、第五十九項、第六十項、第六十一項、第六十二項、第六十三項、第六十四項、第六十五項、第六十六項、第六十七項、第六十八項、第六十九項、第七十項、第七十一項、第七十二項、第七十三項、第七十四項、第七十五項、第七十六項、第七十七項、第七十八項、第七十九項、第八十項、第八十一項、第八十二項、第八十三項、第八十四項、第八十五項、第八十六項、第八十七項、第八十八項、第八十九項、第九十項、第九十一項、第九十二項、第九十三項、第九十四項、第九十五項、第九十六項、第九十七項、第九十八項、第九十九項、第一百號)</p>
---	--

総務大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十二号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ジカウイルス感染症」の下に、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。別表第二において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を加え、「別表第二」を「同表」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

症	一件につき 二、五〇〇円	を	ジカウイルス感染症	一件につき 二、五〇
			新型コロナウイルス感染症	一件につき 四、二〇

〇円
〇円
に改める。

附 則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の規定を準用する場合には、同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）と、同令第五項第二号中「一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症」と、同令第十一条第二項第三号及び第三項第一号中「中東呼吸器症候群」とあるのは「新型コロナウイルス感染症、中東呼吸器症候群」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

○厚生労働省令第九号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第十八条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令を次のように定める。

令和二年一月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

○厚生労働省令第十号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（仮検疫済証の様式等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者がいるときは、三百三十六時間は、三百三十六時間</p> <p>四〇九（略）</p>	<p>（仮検疫済証の様式等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇八（略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

事務連絡
令和2年1月28日

各

都道府県
指定都市
中核市

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和元年度新型コロナウイルス感染症対策費補助金の国庫補助について

平素より、感染症対策の推進につきましてご理解とご協力をいただき御礼申し上げます。

海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）及び検疫法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第12号）が公布され、新型コロナウイルス感染症を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」という。）第6条第8項に規定する「指定感染症」及び検疫法（昭和26年法律第201号）第2条第3号に規定する「検疫感染症」として取り扱うこととなりました。

これにより、当該政令の施行後は、新型コロナウイルス感染症について、感染者に対する入院措置や医療費の公費負担等が可能となり、その費用の一部については、「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号厚生労働事務次官通知の別紙）により国費で負担することとなります。

当該政令は、公布の日から起算して10日を経過した日（令和2年2月7日）から施行することとなるため、今般、新型コロナウイルス感染症に関して当該政令施行後に対象となる事業については、当該政令が公布されてから施行するまでの間、別添「令和元年度新型コロナウイルス感染症対策費補助金の国庫補助について」（令和2年1月28日厚生労働省発健0128第10号）のとおり、国庫補助の対象とすることといたしました。

貴部（局）におかれましては、当該国庫補助の制度の趣旨を理解の上、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に取り組んでいただくようお願いいたします。

厚生労働省発健0128第10号
令和2年1月28日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和元年度新型コロナウイルス感染症対策費補助金の国庫補助について

標記については、別紙「令和元年度新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付要綱」により行うこととされ、令和2年1月28日から適用することとされたので通知する。

また、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村等（指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

(別紙)

令和元年度新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付要綱

(通則)

- 1 令和元年度新型コロナウイルス感染症対策費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。
労働省

(交付の目的)

- 2 この補助金は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））であるものに限る。以下「新型コロナウイルス感染症」という。）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第61条及び検疫法（昭和26年法律第201号）第33条に基づき国が負担する事業に準ずる措置を行うことにより、疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、新型コロナウイルス感染症に係る、平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号厚生労働事務次官通知の別紙「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」という。）の3の（1）及び（2）の事業に準ずる措置として、令和2年1月28日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の指定感染症及び検疫法上の検疫感染症として指定されるまでの間に生じた費用を交付の対象とする。

なお、感染症法第58条第10号及び12号の規定により都道府県、政令市及び特別区が行う負担事業に準ずる措置については、令和2年1月28日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の指定感染症として指定されるまでの間に、新たに新型コロナウイルス感染症に感染した者について生じた費用に限るものとする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱に準じて算出するものとする。

(交付の条件)

- 5 この国庫補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
 - (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合及び間接補助事業者から(9)のオ及びクによる納付がなされた場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (7) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
 - (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第2により速やかに、遅くとも翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
 - (9) 都道府県は、交付された国庫補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
 - ア 間接補助事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
 - イ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
 - ウ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

オ 都道府県知事の承認を受けてエに定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県知事の定めるところにより、都道府県に納付させることがある。

カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条第1項第2号の規定により、大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ク 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第2に準じる様式により速やかに、遅くとも翌々年度6月30日までに都道府県知事に報告しなければならない。

(10) 都道府県知事は、(9)のア～オに掲げる事項について承認し、若しくは指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び特別区が行う感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱3の(1)及び(2)に準ずる事業

ア 市町村長及び特別区の長は、別紙様式第3による申請書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第4により關係書類を添えて、別途指示する期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1)以外の事業

別紙様式第3による申請書に關係書類を添えて、別途指示する期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別途指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 この国庫補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
- (1) 都道府県知事は、6の(1)又は7に定める申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は都道府県知事から申請書が到達した日から起算して2月以内に交付の決定(決定の変更も含む。(2)において同じ。)を行うものとする。
- (2) (1)以外の場合、厚生労働大臣は、6の(2)又は7に定める交付申請書が到達した日から起算して、原則として2月以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付決定の通知)

- 10 都道府県知事は、6の(1)に係る補助金について厚生労働大臣の交付決定通知又は変更交付決定通知があったときは、市町村及び特別区に対し別紙様式第5又は別紙様式第6により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区が行う感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱3の(1)及び(2)に準ずる事業
- ア 市町村長及び特別区の長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第7による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1カ月を経過した日。以下同じ。)までに都道府県知事に提出するものとする。
- イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第8により、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1)以外の事業
- 当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第7による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1カ月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1カ月を経過した日)又は翌年度6月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の額の確定通知)

- 12 都道府県知事は、11の(1)に係る国庫補助金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村及び特別区に対し別紙様式第9により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により4、6、7及び11に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。